

重点講座

認定調査員用

この教材は平成27年度要介護認定適正化事業等の結果をもとに、特に確認いただきたいポイントをまとめたものです。

基本調査・特記事項と審査会

基本調査

標準化された「選択」

＜特殊要因をすべて取り込む
ことは困難＞

統計で表現しきれない
介護の手間を特記事項で補う

実態に沿った具体的記述

＜個別性のある自由な記述＞

特記事項

介護認定審査会

申請者固有の「**介護の手間**」も含めて
最終評価することが審査会の目的。

統計的な推計値(一次判定)を
「**特記事項**」で補うのが審査会の役割

能力について ～日頃の状況に対する考え方～

例:1-5座位保持

× 日頃の生活

(例)日中は居室のソファーにもたれて過ごしている

○ 日頃的能力

- 日常生活の動作等を参考にして、別の日に試行した場合も含めて、日頃的能力を推定する。
(例)日頃からもたれていないと座位が保持できない

第一群における「日頃的能力」は、
申請者にとって、回答が難しい場合もある

『確認の工夫例』

食事摂取時の姿勢、医療機関での受診時の椅子など

介助の方法について～見守り等、声かけ～

例:2-2 移動の「見守り等」

	基本調査	特記事項
遠方より気にかける見守り	介助されていない	選択根拠、手間、頻度を記載
「常時」の付き添いの見守り	見守り等	選択根拠、手間、頻度を記載

例:2-8 洗顔の声かけ(一部介助)

	基本調査	特記事項
行為を行う場所へ誘導する声かけ ～洗面所に行きましょうか～	介助されていない	選択根拠、手間、頻度を記載
行為を行う中で発生する声かけ ～そのタオルで顔を拭きましょう～	一部介助	選択根拠、手間、頻度を記載

例外:排尿、排便における行動開始の「声かけ」は見守り等

有無について ～BPSD関連～

「選択基準」と「特記事項」の視点は異なる

- 選択基準＝「行動の有無」とその「頻度(ある・ときどきある)」
- 特記事項＝「介護の手間」の具体的な「内容」とその「頻度」

行動の有無(選択基準)

介護の手間(特記事項)

定義に規定された行動
ある・ときどきある

介護の手間がある
＜具体的な対応や頻度等＞

介護の手間がない
＜何も介護の手間がない場合はそのことを記載＞
※独り言など

定義に規定された行動
ない

介護の手間がある
＜本人の性格に起因しているものなども含め、項目にはないが介護の手間になっていることなどは記載＞

介護の手間がない
＜何も介護の手間がない場合はそのことを記載＞

審査会が重視する情報

特に重要と思われる情報(要介護別の上位3項目)

非該当～
要介護1

間接生活介助の手間	45.9%
移動の介護の手間	35.7%
排泄の介護の手間	25.4%

要介護
2～3

排泄の手間	49.5%
BPSD関連行為への対応の手間	49.4%
移動の介護の手間	30.3%

要介護
4～5

医療関連行為の手間	41.6%
BPSD関連行為への対応の手間	29.4%
食事の介護の手間	27.1%
排泄の介護の手間	27.1%

特記事項 【軽度のケース①5群】

要支援者の多くは、直接介助を必要としない場合が多いため、**間接介助や機能訓練**の評価がポイントになりやすい。

特記事項には、調査項目の**定義「以外」**の内容も記載することが重要

記載のポイント

- 買い物については、外出等と関連づけて実際の買い物の様子や、日用品・食材等の準備の状況を明らかに。
- 調理については、簡単な調理に限定せず、食事の準備などをどのように行っているのか。
- 介助が行われている理由が「本人の能力」によるのか「技術的な経験がないため」なのか、「習慣」なのか？
- 「できないこと」だけでなく、「できること」も記載する

特記事項 【軽度のケース②移動】

移動は日常生活に関する総合的な調査項目

- 移動の機会を特定する(=活動性・頻度を把握)
- 場面によって、移動の様子や行われている(必要な)介護が異なる場合がある
(例1)自宅内での移動(食事、トイレ、台所、来客時など)
(例2)デイサービスなどでの対応

外出時の移動や転倒等の頻度について丁寧に聞き取る

失禁の原因がどこにあるかによって「適切な介助の方法」を検討する調査項目が異なる

- トイレまでの移動に介護が必要な場合は「2-2移動」
- ズボンの上げ下げ・トイレへの誘導の声かけが必要な場合は「2-5排尿」
「2-6排便」

特記事項 【中度のケース①(排泄)】

2-5排尿、2-6排便

一日の中で「**何度も発生する介助**」
実際の介護において「**個人差**」がある

記載のポイントは4点

①排泄方法 ②頻度 ③失敗の有無と介護 ④昼夜の違い

同じ「介助されていない」でもこんなに違う

(例1)一連の行為は問題なくできる。失敗もない

(例2)通常は一連の行為を自分でできるが、週1日程度は体調が悪く、
夜間2回程度、ズボンの上げ下げに介助を要する。

審査会で検討

特記事項 【中度のケース②(BPSD関連)】

「4-6 大声を出す」の例

夕方になると、外に向かって大声で怒鳴り始める。

家族は日に数回なだめている。
興奮しており、落ち着くまで
目が離せない

週に1～2回あるが、
すぐに落ち着くため、
特に対応はしていない

審査会で検討

特記事項 【最重度のケース】

「寝たきり経管栄養」だからといって、「介護の手間」の量は同じではない

- 経管栄養にかかる時間や処置
- 移乗・移動の機会
- 体位交換にかかる介護の手間(「2-1 移乗」に記載)
- おむつ交換にかかる介護の手間(回数、拘縮・介護抵抗・不潔行為などの有無)
- 喀痰吸引の回数
- BPSD関連(カテーテル等の抜去など)の介護の手間
- 褥瘡の処置 /等